

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

立川税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

立川市緑町4番地の2

最寄り駅

JR中央線・南武線・青梅線立川駅 北口徒歩10分
多摩モノレール立川北駅 ファーレ立川・国営昭和記念公園方面出口 徒歩8分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 立川税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 立川市緑町4番地の2

最寄り駅 JR中央線・南武線・青梅線立川駅 北口徒歩10分
多摩モノレール立川北駅 ファーレ立川・国営昭和記念公園方面出口徒歩8分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

その他

- 確定申告書を提出する場合は、ふるさと納税ワンストップ特例を申請した寄附金を含む全ての寄附金について申告が必要です。
- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署の駐車場は、狭いため、お車での来署はご遠慮ください。